

出雲市上下水道料金等審議会【第6回】 会議録

1. 開催日時 令和4年11月18日（金）14:00～15:00
2. 開催場所 出雲市上下水道局 書庫棟 会議室
3. 会議の出席者

(1) 委員（出席10名、欠席2名）

石倉奈津江 委員	石崎俊宏 委員	北脇祥大 委員(副会長)	高野智子 委員
小林幹治 委員	武志俊太郎 委員	梅野ちあき 委員	中川弘美 委員
山岡尚 委員(会長)	山本知子 委員		

※欠席：足立修司 委員、錦織和人 委員

(2) 出雲市（14名）

上下水道局	管理者 石田武、次長(兼経営企画課長) 妹尾俊彦
経営企画課	課長補佐 寺本真由美、主任 庄司直樹、主任 泉智明 主任 石田亜紀子、副主任 高見一弘、主事 高橋知世、
下水道管理課	課長 深津喜男、主査 森山和義、課長補佐 小川貢央、主任 渡部 宏道
下水道建設課	課長 勝部和夫、課長補佐 宮廻裕

4. 次第

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事
 - (1) 前回までの内容に関する質疑
 - ①資料提供について【別冊資料5】
 - ②2段階改定の影響について【資料26】
 - (2) 下水道使用料改定案の検討
下水道使用料の体系について【資料27】
 - (3) 答申書の骨子について【資料28】
4. 開催のスケジュール（予定）
5. その他
6. 閉会

配付資料一覧

資料26	2段階改定の影響について
資料27	下水道使用料の体系について
資料28	答申書の骨子について
別冊資料5	スイスイくんからのお願い

1. 開会

2. あいさつ

出雲市上下水道料金等審議会 会長 山岡尚 あいさつ

3. 議事

(1) 前回までの内容に関する質疑

①資料提供について【別冊資料5】

委員) 質疑なし

②2段階改定の影響について【資料26】

～事務局説明～

〔質疑等〕

委員) 市長から諮問いただいているのは、適正な使用料、改定時期及び算定期間の3点ですので、改定率18%を10%と8%などの2段階に分けて改定する考え方については答申の中の附帯意見という形で出ささせていただき、最終的には市長、あるいは議会の判断となると思います。

委員) 先ほど、説明いただいた2段階での改定については、答申の附帯意見とし、その判断は市に任せたいと思います。

委員) 長引くコロナ禍で事業者にとって非常に厳しい状況にある中、下水道使用料の値上げは、一般家庭のみならず民間企業の経営状況にも大きく影響を与えます。今回の答申では18%の改定でいいと思いますが、今回の値上げ以降二度と下げないということではなく、今後の下水道事業の経営状況に応じて都度検討するということも、答申に含めていただきたいと思います。

また、下水道事業は独立採算で経営すべき公営企業であるということは分かっていますが、今後、一般会計からの繰入も検討していただければと思います。

委員) 経費の節減に努めていただいて、今後のところは料金アップにならないように事業を進めていただきたいと思います。

(2) 下水道使用料改定案の検討

下水道使用料の体系について【資料27】

～事務局説明～

- ・従量制使用料改定(案)について
- ・人数制使用料改定(案)について

- ・温泉汚水使用料について
- ・合併処理浄化槽の維持管理補助金制度について

〔質疑等〕

委員) 人数制使用料について質問です。対象世帯は1, 3 4 9世帯という説明がありました。世帯区分(人数)ごとの割合がどのような状況か教えていただきたいと思います。

また、18%改定をした場合、人数制の人数の少ない区分や多い区分で、割安感や割高感が生じたりしていないか確認が必要だと思います。

事務局) 世帯区分については、1人世帯から7人以上世帯まで、7つの区分があります。区分ごとの割合は、1人世帯が27%、2人世帯が32%、3人世帯が19%、4人世帯が10%、5人世帯が5%、6人世帯が4%、7人以上世帯が3%となっています。

人数制世帯の使用水量については、以前に実際の水量を調査したことがあり、その当時の一人当たり使用量は平均11.2m³/月でした。人数制の使用料は、この水量を基に算出した金額です。

委員) 世帯の人数は毎年4月1日時点で調査されるのでしょうか。また、その場合に年度途中で人数の変更は可能でしょうか。

事務局) 世帯の人数は4月1日時点で調査しています。年度途中で転居があった場合など、人数に変更があれば、届け出をいただくことで都度変更が可能です。

委員) 資料27の1. 従量制使用料改定(案)は、前回提示された料金表について、改定率18%を超えないように端数処理したことにより、基本使用料が税抜き10円下がったということでした。2. 人数制使用料改定(案)は、人数制の使用料についても従量制使用料の改定と同様に、一律18%の改定をするというものでした。この2点について、資料で示されたとおりでよろしいでしょうか。

委員一同) はい。

委員) 資料27の3. 温泉汚水使用料については、旧斐川町において設けた料金表で、合併協議の中では次期審議会にて検討するとされていたものです。現状の課題として、斐川地域の数者に限定して適用されており公平性に欠けること、多量使用者の使用料を軽減する目的が実態と異なっているという状況について説明がありました。提案のとおり、廃止が妥当と思われませんが、それによろしいでしょうか。

委員一同) はい。

委員) 資料27の4. 合併処理浄化槽の維持管理補助金制度については、浄化槽使用者に維持管理費の一部を補助する制度です。その補助金額は下水道使用者が払う下水道使用料と下水道事業の供用開始前に個人が設置管理する合併浄化槽の維持管理費との差額から算定されています。

そのため、使用料改定の影響を踏まえて検証が必要だと説明がありましたが、よろしいでしょうか。

委員一同) はい。

(3) 答申書の骨子について【資料28】

～事務局説明～

委員) これまでの審議の中で意見がありましたが、生活困窮者や事業者に向けての政策的な配慮について、答申(案)の中で何らかの形で盛り込んでいただけたら、市長に意見が伝わると思います。

4. 開催のスケジュール(予定)

次回第7回審議会は12月23日(金)に開催

5. その他

事務局から連絡事項

6. 閉会

出雲市上下水道事業管理者 石田武 あいさつ